

## 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

2019年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において、更なる介護職員の確保・定着に繋げる目的で、現行加算に加え「介護職員等特定処遇改善加算」（以下、特定加算）が新たに創設され、当施設におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、以下の3つの要件を満たす必要があります。

1. 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を取得していること。
2. 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
3. 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する取組（賃金以外）につきまして、以下の通り実施しております。

### ◎加算の取得状況・・・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

#### ◎職場環境等要件

##### ○入職促進に向けた取組

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者、有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

##### ○資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

##### ○両立支援・多様な働き方の推進

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・有給休暇が取得しやすい環境整備
- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

##### ○腰痛を含む心身の健康管理

- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

##### ○生産向上のための業務改善の取組

- ・高齢者の活躍（居室やフロア等の清掃、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化

##### ○やりがい・働きがいの醸成

- ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する気化器の提供